

京都市里道管理条例の一部を改正する条例（平成24年3月30日京都市条例 70号）

（建設局土木管理部道路河川管理課）

里道の占用料の適正化を図るため、その額を次のとおり改定することとしました。

占 用 物 件		単 位	占 用 料			
			改 正 前		改 正 後	
			市街化区域	その他の区域	市街化区域	その他の区域
電柱、電線、街灯その他これらに類する工作物	電柱及びその支柱類		円	円	円	円
	電話柱及びその支柱類		3,500	1,800	3,700	1,900
	その他の柱類		2,100	1,100	2,200	据置き
ガス管、水管、下水道管その他これらに類する物件	管 路	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	190	95	200	100
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	240	120	250	130
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	370	190	390	200
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	490	250	510	260
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	870	440	910	460
		外径が1メートル以上のもの	2,000	1,000	2,100	1,100
	管 路 以 外 の も の		占用面積 1平方メートルにつき1年	1,100	550	1,200

この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

京都市里道管理条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 70 号

京都市里道管理条例の一部を改正する条例

京都市里道管理条例の一部を次のように改正する。

別表第12条第1項第1号に掲げる工作物の項中「3,500」を「3,700」に、「1,800」を「1,900」に、「2,100」を「2,200」に、「210」を「2

20」に改め、同表第12条第1項第2号に掲げる物件の項中

190	95
240	120
370	190
490	250
870	440
1,200	600
2,000	1,000
1,100	550

を

200	100
250	130
390	200
510	260
910	460
1,200	600
2,100	1,100
1,200	600

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市里道管理条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占用に係る占用料について適用する。ただし、占用期間が施行日前に始まり、施行日を含む1年以下である占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(建設局土木管理部道路河川管理課)